

徳島県精神保健福祉事業功労者知事表彰実施要領

1 目的

この表彰は、精神保健福祉の発展に寄与し、その功績が特に顕著である個人又は団体に対し表彰を行い、その労に報いるとともに今後一層この事業の進展を図ることを目的とする。

2 表彰の対象となる者の範囲

精神保健福祉事業について、業績がありその功績が特に顕著である個人又は団体で次に該当するもの。

- (1) 個人にあつては、精神保健福祉事業に関する業績が15年以上あつて、現に事業に携わっており、当該年4月1日現在、50歳以上であること。
- (2) 団体にあつては、精神保健福祉事業に関する業績が10年以上で現にその活動が継続されていること。

3 表彰除外者

次の各号に該当する者は除くものとする。

- (1) 精神保健福祉事業に関する功績により叙勲又は褒章を受けたもの。
- (2) 精神保健福祉事業に関する功績により厚生労働大臣表彰を受けたもの。
- (3) 精神保健福祉事業に関する功績により県表彰を受けたもの。

4 候補者の推薦

- (1) 候補者は、徳島県精神保健福祉協会長、徳島県保健所長、徳島県精神保健福祉センター所長の推薦による。
- (2) 推薦に当たっては、別添様式(1)又は(2)による功績調書(1部)に必要事項を記入し、関連する資料(写真、パンフレット等、活動の内容がわかるもの)を添えて、徳島県保健福祉部健康寿命推進課へ提出するものとする。なお、提出書類は返却しない。

5 審査

- (1) 被表彰者は、推薦があつたものの中から、審査委員会において審査の上、知事が決定するものとする。
- (2) 審査委員会は、保健福祉部長を委員長とし、保健福祉部副部長、健康寿命推進課長、同課副課長、同課こころの健康担当リーダーで構成する。

6 表彰の方法

表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

7 附則

この要領は、平成26年6月24日から施行する。

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

改正の概要

徳島県精神保健福祉事業功労者知事表彰実施要領を次のとおり改正する。

1 本文

4 候補者の推薦において、「健康づくり課」を「健康寿命推進課」に改める。

附則を追加する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。